

受付番号 第 号  
2006年12月7日  
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員  
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号 3 番 答弁者 助役

質問事項 許認可権限のある市の財産管理の姿勢について

《質問要旨》

2003年の自治体合併前の高富町は、現在のこの土地に用地を取得し、新庁舎を建設した。1993年(H5)に用地を取得、1996年(H8)2月3日に庁舎建物が完成した。この一帯の一連の総事業費は60億円を超えた。

ところで、山県市役所の住所は「岐阜県山県市高木1000番地1」と標記され、周知されている。キリのいい番地だ。

さて、この土地の登記簿を法務局でとってみた。

地目は「用悪水路」、面積は「150㎡」。「昭和51年2月28日土地改良法による換地処分」とあり、所有権の移転は「昭和52年4月1日寄付」により「高富町」となっている。

次に、この番地の一帯の「公図」をとってみた。庁舎ができる前の水田の連なるままの図を交付された。昔の道路も水路もそのまま記載されている。知らない人が見たら、市役所の建物は存在しない、グラウンドも存在しない、そう思うしかない。

他の土地も農地のままの登記。所有権自体はもちろん、山県市になっている。

自治体は、民間の行為に対して、許認可・指導権限等を有する訳だが、こういう状態を「よし」として指導しているのだろうかという疑問が湧いた。そこで問う。

1. この市役所敷地全体のことにに関して、かなりの怠りがあると思う。

(1) この怠りの、「手続き的問題」、「法的問題」はどんなことがあるのか列挙されたい。

(2) それによる、行政側の支障は何が想定されるのか。

2. 本来、どうすべきなのか。

3. もっとも、この一帯の敷地のうち、東端の部分だけは、今は、合筆されている。その事務経費の額や支出者、年度はどのようなか。また、その理由は何か。

4. 1997(H9)年度の予算書に財産管理費の役務費・登記料として272万2千円が計上されていた。(1999(H11)年度予算には、同148万6千円がある。)

その他、前記の2項の「本来すべきこと」の対応として組まれた予算の年度、額はどのようなか。そして、執行額はいくらか。

5. 自治体会計は1年の単年度主義で、会計閉鎖は翌年5月31日である。

しかし、この件では、予算執行と業務の完了の程度に著しいズレがあると認識する。

ひとことでいえば「完成していないの満額を払った」ということ。

その差はどのように扱われ、今日に至るのか。その理由は何か。

そして、今後の進行はどのようなか。

以上